

1．事業の概要

平成18年2月、国際化学物質管理会議で「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）が採択された。各国政府、国際機関、産業界、非政府機関等は、SAICMに沿って、2020年（平成32年）までに化学物質の健康・環境への影響を最小とするよう取り組むことが求められている。

このため、SAICMに沿って、国内の化学物質管理の取組を進めるとともに、アジア太平洋地域における国際協調の下での化学物質管理に主導的に取り組むこととする。

また、経済協力開発機構（OECD）等における化学物質管理に関する国際協調に引き続き貢献する。

2．事業計画

SAICM国内実施計画の推進（平成19年度～）

平成18年度中に策定するSAICM国内実施計画に沿った政府の取組の進捗状況の点検を行う。

アジア太平洋地域におけるSAICMの推進（平成19年度～）

SAICM事務局等と協力してアジア太平洋地域地域会合を開催し、SAICM地域実施計画の策定に主導的な役割を果たすとともに、その実施について技術的な支援を行う。

OECD等を通じた国際協調（継続）

OECDにおける化学物質管理に関する国際協調、GHS（化学物質の分類・表示に関する世界調和システム）の実施、PIC条約（有害物質の国際貿易における事前通報・同意）の履行等に引き続き取り組む。

3．施策の効果

本事業により、アジア太平洋地域実施計画等が作成され、世界に発信される。

その結果として、アジア太平洋地域における化学物質管理の取組が進むとともに、さらなる国際協調が図られる。

化学物質国際協力費 (アジア太平洋地域における化学物質管理の推進)

・2006(H18)年2月 第1回ICCM(国際化学物質管理会議)

SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)を採択

国連環境計画等の国際機関により承認

SAICMの概要

- ドバイ宣言** :30項目からなる政治宣言文。
包括的方針戦略:リスク削減、知識と情報、体制整備、能力向上と技術協力、不法な国際取引の防止の5つの目標の達成に向け、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価等について記述。
世界行動計画 :各国の取組の参考として、273の行動項目を提示

・2009(H21) 第2回ICCM

・2012(H24) 第3回ICCM

・2015(H27) 第4回ICCM

・2020(H32) 第5回ICCM

2020年までに化学物質が健康・環境に与える影響を最小化

SAICMの実施状況をフォローアップ

SAICMのフォローアップ

各国政府

SAICM国内実施計画の策定等

<我が国の取組>

- H18 関係省庁連絡会議の設置
- H18 国内実施計画の策定
- H19 普及啓発事業の展開
- H19~ 計画の進捗状況の点検・評価・見直し

各地域における取組

地域会合、地域行動計画の策定等

アジア太平洋地域(日本)

アフリカ地域(ナイジェリア)

ラテンアメリカカリブ海地域(アルゼンチン)

中東欧地域(ルーマニア)

西欧その他地域(英国)

括弧内は地域の連絡調整担当国

国際機関

産業界

非政府機関